

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成24年3月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. G I グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	5号機	過去において照射燃料に係る作業を実施していた期間に、中央制御室換気空調系の外気隔離弁(2系列)のうち1系列を点検していたことを確認した。当該期間は2系列を動作可能とする必要があるが、これを満足していない状態があったと判断した。当該事象の原因を調査。【平成24年3月2日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2011/pdf/24030201p.pdf	G III 以下

2. G II グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	2号機	プラント長期停止中における計器の校正時期について、社内で定めている校正目安時期を超えているものがあることを確認した。対象計器の校正を実施。当該事象による影響を評価。(平成24年2月24日審議分G II No.2の3号機不適合の水平展開で確認したもの。)	G III 以下
2	4号機	プラント長期停止中における計器の校正時期について、社内で定めている校正目安時期を超えているものがあることを確認した。対象計器の校正を実施。当該事象による影響を評価。(平成24年2月24日審議分G II No.2の3号機不適合の水平展開で確認したもの。)	G III 以下
3	6号機	取水口除塵装置作業用分電盤にてアース線を取り外す際、誤って充電部にモンキーレンチを接触させて短絡させた。当該事象の原因を調査。	G III 以下

3. G III グレード 9件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	熱交換器建屋にある海水ストームドレン排水槽(A)移送絞リ弁グランド部の増し締め代がないことを確認した。当該弁グランド部を点検・修理。	
2	1号機	燃料チャンネル着脱機(A)の点検時、絶縁抵抗の低下他を確認した。当該機器を修理。	
3	3号機	タービン補機冷却水系配管(屋外)の点検時、サポート2箇所の腐食を確認した。当該サポートを修理。	
4	5号機	主タービン低圧伸び差計の点検時、計器精度を逸脱していることを確認した。当該事象による影響を評価。	
5	5号機	非常用ディーゼル発電設備(B)の点検時、No. 2、No. 17シリンダライナー内面においてホーニング加工面(油膜保持のための目荒らし)が磨耗していることを確認した。当該加工面を修理。	
6	5号機	制御棒駆動系のうち原子炉・制御棒冷却水ヘッダー間差圧計の出力信号不良(信号が大幅にふらつく)を確認した。当該差圧計を点検・修理。	
7	5号機	サービス建屋給気処理装置室内にある床排水口の詰まりを確認した。当該排水口を点検・清掃。	
8	その他	荒浜側洗濯設備にある建屋排水系配管のごく小さな孔から僅かな水(汚染なし)の滴下を確認した。当該配管を点検・修理。	
9	その他	荒浜側焼却設備の1次セラミックフィルター(A)炉底蓋ダンパー用電磁弁の動作不良(全閉にならない)を確認した。当該弁を点検・修理。	